

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率の決定

1001876

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされ、令和4・5年度の保険料率は、次のとおり決定しました。

《問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線3136》

【後期高齢者医療保険料率の改定】

〈令和2・3年度〉		〈令和4・5年度〉	
均等割額	43,600円	均等割額	45,700円
所得割率	8.60%	所得割率	8.89%
賦課限度額	64万円	賦課限度額	66万円

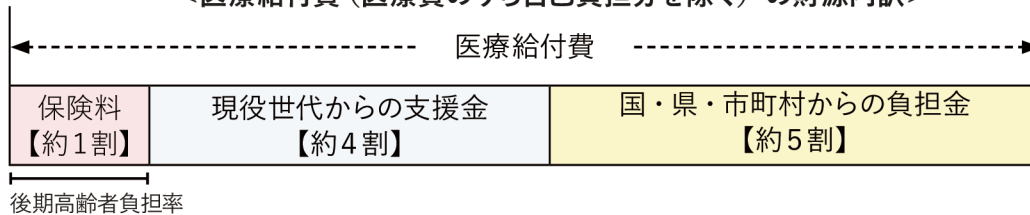
【保険料率の引き上げについて】

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料により賄われています。

今後2年間に見込まれる医療給付費などの費用と保険料などの収入を基に保険料率を算定しますが、令和4・5年度は団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では、医療給付費が増加し、収入面では、後期高齢者負担率の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、保険料で賄うべき割合が増え、保険料率が引き上げになっています。

なお、財政収支上生じている余剰金を令和4年度および令和5年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

〈医療給付費（医療費のうち自己負担分を除く）の財源内訳〉



【所得が低い人に対する均等割額の軽減】

令和4年度の軽減割合・該当条件は、昨年度から改正はありません。保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

軽減割合	〈令和2・3年度〉		軽減後均等割額
	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します)	軽減後均等割額	
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} -1)」以下	13,080円	13,710円
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} -1)+28万5000円×(世帯の被保険者数)」以下	21,800円	22,850円
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} -1)+52万円×(世帯の被保険者数)」以下	34,880円	36,560円

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算

(広告)

(広告)